

大 事 な お 知 ら せ

個人番号(マイナンバー)通知カード 受取窓口の平日時間延長・休日開設について



個人番号（マイナンバー）通知カードの平日受取窓口の時間延長と、臨時休日窓口を下記のとおり開設しますので、役場開庁時間（平日 午前8時30分～午後5時15分）にご都合の悪い方は、ご利用ください。

通知カードの受取窓口

場 所	大治町役場 福祉部 住民課	
時 間	平日窓口(月～金)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	※平日時間延長窓口	平成 27 年 12 月 18 日(金) 平成 28 年 1 月 7 日(木) 平成 28 年 1 月 12 日(火) 各日 午前 8 時 30 分～午後 8 時
	※臨時休日窓口	平成 27 年 12 月 20 日(日) 平成 28 年 1 月 9 日(土) 各日 午前 8 時 30 分～午後 8 時

※個人番号(マイナンバー)通知カードは、必ずお受け取りください。

個人番号（マイナンバー）は、勤務先（パート・アルバイトを含む。）への提示（源泉徴収票、扶養控除等の手続）、児童手当の請求等、これからの生活で必ず利用することになります。

通知カードは、こうした手続をするときに、個人番号（マイナンバー）を確認したり、窓口等で申請書類等に記載した個人番号（マイナンバー）の真正性を証明するために本人確認書類と併せて提示する際に必要となりますので、必ずお受け取りください。

通知カードの受取方法

本人確認書類等を持参の上、大治町役場住民課窓口まで受取りにお越しく下さい。

- ・世帯主本人又は世帯主と同一の世帯員の方（満 15 歳以上の方に限ります。）が受け取る場合
持参するもの：本人確認書類
- ・上記の者以外の代理人が受け取る場合
持参するもの：代理人の本人確認書類、代理人選任届（委任状）

※本人確認書類とは、	
1点で良いもの	運転免許証・住基カード・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・障害者手帳などで、官公署発行の顔写真付きのもの
2点必要なもの	保険証・年金手帳・年金証書などの、顔写真が付いていないもの

【お問合せ先】 大治町役場 福祉部 住民課 電話 052-444-2711
平日（月）～（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

届出人（委任者）の方が、全て記入してください。

代理人選任届（承諾書）

平成 年 月 日

大 治 町 長 殿

届出人（同一世帯全員分を受領する場合は、世帯主が記入）

住 所 大治町大字 字 番地

氏 名（※自署）

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

私は、下記の者を選任し、次の者に係る通知カードの受領に関する権限を附与し、代理人はこれを承諾したのでお届けします。

受領する通知カードの被交付者（※該当者の番号に「○」印をつけてください。）

- 届出人
- 届出人と同一の世帯員

記

代理人

住 所

氏 名

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生